

**P-655** 術中採血によりアミラーゼ産生を直接証明できた肺腺癌の1例酒井 光昭<sup>1</sup>・石川 成美<sup>2</sup>・山本 達生<sup>2</sup>・鬼塚 正孝<sup>2</sup>榎原 謙<sup>2</sup>・野口 雅之<sup>3</sup><sup>1</sup>筑波学園病院 外科；<sup>2</sup>筑波大学 臨床医学系 外科；<sup>3</sup>筑波大学 基礎医学系 病理

アミラーゼ産生肺癌において腫瘍組織のアミラーゼ産生能を直接的に証明する事は困難である。組織酵素抗体法による病理学的診断は有用だが特異度が高くない。我々は術中の左下肺静脈、上大静脈、橈骨動脈からの血清アミラーゼ測定が産生能の局在診断に有用であった1例を経験したので報告する。症例は58歳男性。画像所見と経気管支肺生検から左S6の非小細胞肺癌（cT2N1M0）と診断した。入院時に唾液腺型優位の高アミラーゼ血症（1255IU/l）を認め、膵臓と唾液腺を精査したが異常なく、除外診断的にアミラーゼ産生肺癌を疑った。左肺全摘術の術中、穿刺にて同時に採血した血液では、左下肺静脈の血清アミラーゼ値（2331IU/l）は上大静脈（912IU/l）や橈骨動脈（993IU/l）より高値だった。この結果から、肺癌組織がアミラーゼ産生能を有すると診断した。術後に血清アミラーゼ値は基準値に戻った。病理学的診断は低分化型腺癌で、抗人唾液腺アミラーゼ抗体を用いた組織酵素抗体法では腫瘍組織と一部の非腫瘍組織に陽性だった。所見を総合してアミラーゼ産生肺癌と診断した。術中採血による血清アミラーゼ測定は簡便な方法であり、アミラーゼ産生能の局在を臨床的に診断するのに有用だった。